

○審査請求事務処理要綱の制定について

(平成28年3月22日島監甲第104号本部長例規通達)

最終改正 令和3年7月26日

島根県公安委員会に対する審査請求の事務の処理について、別添のとおり「審査請求事務処理要綱」を定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

審査請求事務処理要綱

1 趣旨

この要綱は、島根県公安委員会審査請求手続規則（平成28年3月18日島根県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この要綱で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び規則で使用する用語の例による。

なお、この要綱の法の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えることとされているものについては、読み替えて適用する。

3 審理官の指名

規則第3条第1項の規定による審理官は、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を指名するものとする。ただし、監察課長が規則第3条第2項各号のいずれかに該当する場合は、警務部監察官のうちから審理官を指名するものとする。

4 審査請求に関する一般的処理要領

(1) 法第19条の規定により審査請求書が提出されたときは、当該事務を主管する警察本部の課長（以下「主管課長」という。）が受け付けるものとする。

(2) 主管業務以外の審査請求書の提出を受けた警察本部の所属長又は警察署長は、主管課長に当該審査請求書を送付するものとする。

(3) 主管課長は、(1)又は(2)により審査請求書が提出されたときは、速やかに公安委員会に報告するものとする。

(4) 主管課長は、審査請求人に対し法第23条の規定により審査請求書の不備を補正すべきことを命ずる場合は書面により行うものとし、補正の後に公安委員会に報告するものとする。

なお、審査請求人が期間内に補正しなかった場合は、その旨を公安委員会に報告するものとする。

(5) 主管課長は、審査請求書の内容を確認後（(4)の場合は補正の後）、速やかに当該審査請求に関しての弁明書を作成し、審理官に提出するものとする。

- (6) 審理官は、審理が終了したときは、速やかに裁決書の案を作成し、公安委員会の決裁を受けるものとする。
- (7) 審理官は、(6)により裁決書の決裁を受けたときは、速やかに法51条第2項又は第4項の規定により裁決書の謄本を裁決書謄本送付書を付して送付するものとする。

5 執行停止に関する一般的処理要領

- (1) 主管課長は、審査請求人から法第25条第2項の規定による執行停止の申立てを受けたときは、公安委員会に報告するものとする。
- (2) 審理官は、公安委員会が法第25条第2項による執行停止をしたときは、審査請求人及び参加人に対し書面により通知するものとする。同項の規定による申立てが行われた場合において、執行停止をしないこととしたときも、同様とする。
- (3) 審理官は、公安委員会が法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人及び参加人に対し書面により通知するものとする。

6 審理において必要な命令及び通知の要領

次に掲げる審理上の必要な処理は、審理官が書面により行うものとする。ただし、法第31条第1項の規定による意見の陳述又は法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われた場合は、この限りではない。

- (1) 法第11条第2項の規定による総代の互選の命令
- (2) 法第13条第1項の規定により利害関係人の審査請求への参加の許可をし、又はしないこととしたときの通知
- (3) 法第13条第2項の規定による利害関係人の審査請求への参加の要求の通知
- (4) 法第30条第1項の規定により反論書を提出すべき相当の期間を定めたときの通知
- (5) 法第30条第2項の規定により意見書を提出すべき相当の期間を定めたときの通知
- (6) 法第31条第2項の規定による審査請求人及び参加人の招集の期日及び場所の指定の通知
- (7) 法第31条第3項の規定により補佐人の出頭の許可をし、又はしないこととしたときの通知
- (8) 法第32条第3項の規定により証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件（以下「証拠書類等」という。）を提出すべき相当の期間を定めたときの通知
- (9) 法第33条の規定による申立てが行われた場合において、証拠書類等の提出の要求をし、又はしないこととしたときの通知
- (10) 法第33条の規定により公安委員会が職権で行う証拠書類等の提出の要求の通知
- (11) 法第34条の規定による申立てが行われた場合において、参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときの通知
- (12) 法第34条の規定により公安委員会が職権で行う参考人の陳述又は鑑定の要求の通知

- (13) 法第35条第1項の規定による申立てが行われた場合において、検証の実施をし、又はしないこととしたときの通知
- (14) 法第35条第2項の規定により検証をしようとするときの日時及び場所の通知
- (15) 法第36条の規定による申立てが行われた場合において、質問をし、又はしないこととしたときの通知
- (16) 法第36条の規定により質問をする場合において、質問を受ける者に対し、その期日、場所及びその他必要な事項の通知
- (17) 法第37条第1項の規定による意見の聴取の期日及び場所の指定の通知

7 審理経過の通知の要領

次に掲げる審理経過の通知は、審理官が書面により行うものとする。

- (1) 法第11条第2項の規定による総代の選任又は法第11条第6項の規定による総代の解任について、他の審査請求人及び参加人に対して行う通知
- (2) 法第13条第1項若しくは第2項の規定により利害関係人が新たに参加人となったとき又は同条第4項ただし書の規定により参加人が審査請求への参加を取下げたことについて、審査請求人及び他の参加人に対して行う通知
- (3) 法第27条第1項の規定による審査請求の取下げについて、参加人に対して行う通知
- (4) 法第32条第1項若しくは第2項又は法第33条の規定による証拠書類等の提出を受けたことについて、その提出人以外の審査請求人及び参加人に対して行う通知
- (5) 法第37条第3項の規定により審査請求人及び参加人に対して行う審理手続の終結の予定時期（時期を変更した場合も含む。）の通知
- (6) 法第39条の規定による審理手続の併合又は分離について、審査請求人及び参加人に対して行う通知
- (7) 法第41条第3項の規定により審査請求人及び参加人に対して行う審理手続の終結の通知
- (8) 法第51条第2項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときの参加人に対する通知

8 口頭意見陳述の聴取要領

- (1) 法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の聴取及び法第37条第1項の規定による意見の陳述聴取は、審理官が行うものとする。
- (2) 審理官は、(1)により意見を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

ア 事案の件名

イ 意見の陳述の日時及び場所

ウ 意見を陳述した者の氏名及び住所

エ 意見の陳述の要旨

9 証拠書類等の管理要領

- (1) 提出物の受領の手続

ア 審理官は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第33条の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録（別記様式第1号）を作成しなければならない。

イ 審理官は、アの提出物目録を作成したときは、その写しを証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

(2) 提出物の保管要領

審理官は、証拠書類等を提出物目録とともに保管しておくものとする。

(3) 提出物の返還要領

ア 審理官は、次に掲げる場合は証拠書類等を速やかに返還しなければならない。

(7) 法第27条の規定による審査請求の取下げがあったとき

(i) 審理に必要ななくなったとき

(ii) 裁決が終結したとき

イ アの証拠書類等の返還は、還付請書（別記様式第2号）と引換えに行わなければならない。

(4) 提出書類等の閲覧

審理官は、法第38条第3項の規定による提出書類の閲覧等の日時及び場所の指定をするときは、提出書類閲覧日時等指定書（別記様式3号）を送付して行うものとする。

10 検証の要領

法第35条第1項の規定による検証は、審理官において行うものとし、次に掲げる事項を記載した書面を作成するものとする。

(1) 事案の件名

(2) 検証の日時及び場所

(3) 立会人の氏名及び住所

(4) 検証の結果

様式 〔略〕